

(6)本誌前卷第四號所載拙稿「歎首鏡に就いて」參照。

(7)此の鏡は谷井文學士が發掘調査せられた際の出土に係る。資料として最も確實なものである。

(8)拙稿「上代土器に就いての一考察」(「思想」第十六號所載)參照。

戊戌の變法及び政變 (中)

文學博士 矢野 仁 一

光緒二十年十月に既に光緒帝の寵妃珍瑾二妃が政治に干預したと云ふ廉で妃號を褫奪され、貴人に下され、褫衣廷杖に處されたのは、如何云ふ干預であるかは分からぬが、恐らく西太后の干渉に反對したのが不都合と云ふのであるまいか。内藤博士が雜誌支那學に於て、盛伯羲祭酒に就いて記述され、盛伯羲即ち盛昱と懇意であつた旗人中の文人として紹介された志銳は、珍瑾二妃の兄であると云ふ事は、戊戌政變記に二箇處も出て居る。さうすると二妃は姉妹であつて、姉妹で光緒帝の

妃となつて居た譯である。志銳は光緒帝自ら擢用されたものであるが、此の後禮部侍郎を罷められて烏里雅蘇臺に流謫されたと云ふことから考へても、又盛昱の推薦にて光緒帝に信用され二妃に敎授した翰林院侍讀學士文廷式の人物から考へても二妃の政治干預は如何云ふ干預であつたか略ぼ想像される。文廷式も光緒帝に大權の收攬を進言したとか云ふことで、御史楊崇伊の彈劾遇事生風、常集同類、互相標榜、議論時政、聯名入奏、並有與太監文姓結爲兄弟情事云々在松筠菴、廣月、毎度の召對、狂妄の語多きは平日不謹慎の證據

であるとして、革職永不叙用、驅逐回籍の嚴命を蒙つた。二妃貶黜後二十年十二月、御史安維峻は和議皇太后に出で、太監李蓮英の指金との説は市井の談信じ難きも、皇太后歸政の今日、仍ほ事に遭て牽制ありては、何を以て祖宗天下臣民に對せらるべきとの上奏を爲し、肆口妄言、離間の端を開くとの嚴責を受け、革職軍臺發遣を命せられた。二十一年十月、戸部侍郎長麟、刑部侍郎汪鳴鑾は召見の時咸豐帝の後を嗣がれたる皇上に取ては、東太后は母なるも、西太后は母でないこと云ふ様な奏言を上つたとか云ふことで、讒言を進め、兩宮を離間するものであるとして、革職永不叙用の嚴譴を蒙つた。文廷式や志銳の黜斥せられたのも、それより間の無い二十二年春のことである。珍瑾二妃、志銳、文廷式、安維峻、長麟、汪鳴鑾等の降黜は、實際に母子離間の嫌ひがあるから、其の爲めに干渉されたものに過ぎない様に思はれぬでもない。

只だ此等の人は進歩主義の思想を抱き、それだから皇上の親政を希望した人人であるのに、それが光緒帝の變法實行に先ちて悉く黜斥されたこと云ふことは、母子離間の意味ばかりでなく、變法に對する、光緒帝の考へを芽生への中に艾除せんとの西太后の意中を見はして居る様に疑はれぬでもないが、それもさう疑ふよりは、光緒帝が變法を考へらるる様になつてから、此等の人人を信じ、此までの様に何事も皇太后の懿旨に任せらるると云ふ様なことがなくなり、此等の人人があるから、光緒帝も孝道を缺かるるのであるとの考へより、これを黜斥さへすればとの單純な理由に出でたものと考へる方がよい様にも思はれる。

干渉も此の程度に止まれば、純然たる政治干渉でない辯解し様とすれば出來ぬこともないが、二十一年六月翁同龢の毓慶宮御用御免の上諭の如きは、翁同龢が十二道の上諭を撰擬して大に變法

を行はんとした事が、西太后に覺察せられし爲めであるとか、彼が光緒帝に内奏して孫毓汶、徐用儀二人を軍機處から追出したことが、西太后の激怒を招いたとか、色々の説はあるけれども、何れにしても、政治干渉たるを免れない。二十四年四月二十三日國是の上諭が發せられ、二十五日康有爲召見の上諭が發せられしばかりの二十七日に、突如、翁同龢近來の辦事は多く妥當でなく、衆情を服することが出來ず、屢人の參奏を受け、又召對の時の言動は狂悖を極め、軍機の重任に勝へ難い、查明究辨、重懲を加ふるが當然なるも、多年毓慶宮に勤務したる功を思ひ、特に開缺回籍の寬典に處すと云ふ上諭が發せられた。光緒帝は自分の名で發せられた上諭を見て色を變せられたと云ふ事は戊戌政變記に見えて居る。此に至つては、何と言つても、單純に母子を離間するが悪いと云ふ意味に過ぎないとは考へられない。どうしても

政治干渉で、西太后は變法を喜ばれず、喜ばれざるが故に、變法を行ふが爲め光緒帝の擢用信任されたる人人の任免黜陟に干渉されたものと考へざるを得ない。光緒帝が此等の人人を擢用信任されたのも、西太后の變法を喜ばれぬことが、變法奉行之任に當る王大臣地方督撫に分つて居るので、之を奉行せず、奉行しないからとて之を黜斥する權は光緒帝になかつた爲で、此等の人人が光緒帝の大權收攬を欲し、母子離間の嫌ひある様な奏對を爲したのも、西太后の變法を喜ばれぬことを知つた爲めであると考へられる。變法の成功しなかつたことに就いては、種々の原因もあるが、變法を行はんとした光緒帝が實際に於て支那の政權を把握しなかつたと云ふことが一つ重要な原因であることは疑はれない。

然し西太后は如何なる變法に對しても、主義として反對せられたとは考へられない。戊戌政變記

に西太后は初めより變法に反對し、密に榮祿と共に廢立の布置を爲し、一時光緒帝の跳躍を傍觀したものであると云ふ様な説は述べてあるが、私は信じない。後に述べる如く、二十三年十一月の貴州學政嚴修の變法奏議に對して、總理衙門王大臣は殆んど原奏以上に變法を是認する覆奏を爲して居る。當時總理衙門大臣として最も變法を阻撓した様に言はるる禮部尙書許應騷すら之に反對しなかつた。許應騷の御史宋伯魯、楊深秀の彈劾上奏に對する回奏に、嚴修請設經濟科一摺、係下總署核議、臣與李鴻章等以其因延攬人材轉移風氣起見、當經議准覆陳、若臣意見參差、可不隨同畫稿と述べてある。西太后が主義として變法に反對されて居たならば、光緒帝が如何に熱望されても、結局行はれないことは明かで、それ程のことは支那の大臣に分らぬ筈はなく、それが分らぬ様では支那の大臣たる資格はないのである。總理衙門王大臣が變法是

認の覆奏を爲したと云ふことは、行はれぬと見てそれを爲したと考ふべきでなく、行はれると知つたから、それを爲したと考ふべきで、西太后が主義として變法に反對されたのでなく、それ位の變法なれば差支へがないと考へられた證據と見るべきである。戊戌變法の初、光緒帝が慶親王に依て亡國の君たることが出来ないから、若し權を予へられなければ遜位したいと云ふことを、西太后に申出でられし時、西太后が皇上欲辨事、太后不阻也と言はれし事は、戊戌政變記に見えて居る。梁啓超は西太后は別に圖る所あつて之を言はれた様に説明して居るが、それは邪推で、矢張り西太后の必ずしも變法に反對せられなかつた一證據と考ふべきものである。西太后の反對せられたのは、凡ての變法に反對せられたのでなく、急激なる變法、祖宗の成法に反する様な變法に反對せられたのである様に考へられる。嚴修の主張せる經濟特科を

設くる位の變法なれば、科目士を取ると云ふ祖宗の成法を動かすことなく、即ち祖宗の成法内で出来る變法であるから差支へがないと考へられた様に思はれる。光緒帝の變法の成功しなかつた他の重要な原因は、祖宗の成法を變せんとする變法であつたと云ふことである。

梁啓超は戊戌政變記に於て、新政詔書恭跋の一章を設け、光緒二十四年四月二十三日(一八九八年六月十日)から三箇月間に行はれた新政は、古の哲王英君數十年の政績を以てしても、其什一二を望まれないと言つて、八月初八日(一八九八年九月二十日)まで、百餘日間に發せられた上諭を載録して居る。四月二十三日は國是の上諭が發せられた日、八月八日は西太后訓政の上諭が發せられた前日である。

國是の上諭は聖賢義理の中學を根本として、時務に切要な西學を博採し、無用の舊章を改めて、

有用の新法を用ゐんとする朝廷の決心を中外に宣明して、門戸の紛争を絶ち、衆向を定め、人心を一にせんとしたもので、變法は此の日より始まる様に言はれて居るが、それは此より以前にも變法はなかつたのではないけれども、それは何れも祖宗の成法を變更せずして出来る變法、少くもさう云ふ様に辯解が出来る變法で、此の時以後の變法は、實に祖宗の成法を變更せずしては出来ない變法であつた爲めである様に思はれる。

皇朝道咸同光奏議、變法自強奏議彙編、光緒東華錄、光緒政要などを讀んで見ると、日清戦争後から種々の變法意見が、内外諸臣の奏議に見はれて居る事が分かる。就中二十一年閏五月の順天府府尹胡燏棻の上奏、二十二年五月の刑部侍郎李端棻の上奏、同年七月の工部尙書管理官書局大臣孫家鼐の上奏、同年九月の候補四品京堂盛宣懷の上奏などは、餘程重要な變法意見を條陳した上奏で

ある。從來の如き科擧にのみ依頼しては、有用の人材を造就し、國家富強の基を立つる事は出來ないから、學校を廣設して、中西學を兼修せしめなければならぬと云ふ様な意見は、當時の奏議に普通な意見で、それならば西學は戰爭に必要であるから學ばなければならぬと云ふ同治以來の考へと餘り變りはない。當時大概の奏議はそれに止まつて、更にそれより進んで、學校出身者に科目同様、正途科第の待遇を與へなければならぬとか、時務の才を試むる爲め特科を開かなければならぬとか云ふやうな變法意見を述べたる者は少なかつた。然るに胡燏棻等の上奏は進んでそれに及び、さうしてそれでなければ學校に俊才を集むることが出來ず、人才培養の目的を達することが出來ないのである。

然し當時朝廷に於ては、未だそれ程の決心がなく、僅かに學校を廣設し、中西學を兼修せしむる

と云ふ當時の奏議に普通な考へに止まつて居たことは、此等の奏議に對する總理衙門の覆奏及び之に基づいて發せられた上諭を見ると分かるのである。光緒二十三年安徽巡撫鄧華熙が、學校の増設を請ひ、四年修業の學生若干名の生員採用を建議せし時に、部議は學額に妨げありと言つて之に反對したことは、嚴修の上奏に見えて居る。學額に妨げありとは科擧に由る生員の定額を侵す意味である。當時朝廷に於て變法の決心がなかつた一證據とするに足るのである。

然るに二十三年十一月嚴修の奏議に對する二十四年正月の總理衙門の覆奏及び上諭を讀んで見ると、從來の奏議に對する總理衙門の覆奏及び上諭とは餘程違つて居ることが目に着くのである。

嚴修の奏議も從來の奏議とは餘程變つて居る。學校出身者に正科科第の待遇を予へるを言はない様な奏議は言ふまでもなく、胡燏棻等の奏議と

も餘程違つて居る。胡燏棻等の奏議でも、種々の變法意見の中に、學校出身者に正途科第の待遇を予ふべきことを併陳して居るに過ぎない。然るに嚴修の奏議は他の變法意見を陳べず、専ら經濟特科を設くることを陳べて居るのである。彼は此の奏議に於て、書院學堂以外の俊才を鼓舞獎勵する爲め、康熙乾隆年間に開かれたる博學鴻詞科に倣て、經濟特科を開き恩遇を隆にすべきを述べ、學堂書院の設立も、人才保舉の詔も、人才を得る所以であるが、それだけでは不十分で、曠世非常の特舉でなければ群才を羅致することが出來ず、特科と云ふ様な家諱戸曉の新章でなければ士氣を作興することが出來ないと言ひ、舊時の科擧と別つ爲め經濟の新名を立て、額數を限定せず、考試年限も一二年の期を定め、科擧の様な濫字倖進の弊を防ぐ爲め、三品以上の京官、四品以上の外官及び各省學政等に、人數疆域已仕未仕を限らず保舉

せしめ、保舉の責成を嚴にし、正途出身と同一に録用し、資格に拘せず、保舉者に公車の費を給し邊省の保舉者には特に火牌を給し、馳驛北上せしむるが如き種々の辦法を條議したのである。之に對する總理衙門の覆奏は、原奏が原奏であるからでもあらうが、方今時事多艱、人材の需要は非常に急である、破格非常の擧でなければ、外人の視聽を聳かすに足らずと述べ、外交、内政、理財農礦商諸學、兵學操船測量、格致中西算學聲光化電諸學、工學等を合せて一特科を設け、學堂書院以外の人材を録取する外、學堂書院中の俊才を登進する爲め、各書院學堂の高等生に、各省學政の保送に依り、三歲一擧の常科に應ずることを許すことを主張して居るのである。これでは嚴修の變法意見を是認したるのみならず、學校出身者に正途科第の待遇を予へんとする胡燏棻、孫家鼐等の變法意見を併せて是認した様なものである。

只だ特科に年限を定めんとする意見には賛成し難い、非常特別の擧であるから特科と云ふので、二年を以て期と定めては特科とは言へない、十年一擧すべきか、二十年一擧すべきか、凡て特旨に依るべく、常例とすべきでないと言へて居ること、又殿覆二試の後に、如何に之を擧用すべきか、悉く博學鴻詞科の成案に違ふべきか、或は稍變通を加へて鼓舞すべきか、凡て聖裁に依るべく、臣等の擅擬すべき所でないと言へて居ることなどは、稍保守に近い意見であるが、歲擧の科目に合する以上、通常の擧人中式者と特別取扱ひが出来ない、さればとて一概超擧を加へ、破格の遷除を興ふことも出来ない、それでは歲擧常科とは言はれない、但し特科でなければ一時の耳目を動すに足らず、歲擧でなければ、永久の必要に應ずることとは出来ない、二者は兼資すべく、さうして分辦すべきもので、合辦すべきものでないと言ひ、特

科の新設を是認する外、三歲一擧の常科にも書院學堂の秀才を許して應試せしむるのみならず、郷試にては分場策問の考試を受けしめ、覆試、殿試、朝考に於ては、同場同一の試験を受けても、楷法訛脱を責責せざる特典を得しめんとした様なことは、随分從來の上奏と違つた進歩的の意見と言はなければならぬ。唐でも宋でも博學鴻詞科は科目出身者に應試せしめたのであるが、今日の時勢はそれを例とすべきでなく、康熙乾隆時代の例に依り、廣く學堂書院外の人才を甄録すべきであると言つて居るのも面白い。只だ一爲歲擧、一爲特科、先擧特科、次行歲擧と言つて居るのは、特科十年而一擧、或二十年而一擧、と言つて居るのと矛盾して居るが、どうしたことであらう。

總理衙門の變法に對する意見が、光緒二十三四年の前後に於て、此の如く非常に違つて居ると云ふことは、如何に説明すべきものであらうか。當

時總理衙門の總裁は恭親王で、現に嚴修の奏議に對する覆議も恭親王の名を以て上奏されて居る。

恭親王の人物に就いては色々の説はある。戊戌政

變記に、王當同治間、有文祥爲之輔佐、故政績甚

可觀、其○實○見○識○甚○隘○、不○通○外○國○情○形○、加○以○近○年○老○氣

益深、絕不以改革爲然、故恭親王未死時、皇上欲

改革而不能、因王爲軍機首座、不肯奉詔、皇上無

如何也、王雖無識不知改革、然尙知大義、且嘗文

宗皇帝遺詔、令其節制西太后、故那拉氏頗憚之、

廢立之舉、恭王力持不可、那拉氏亦無如何也、卷二第
三章

と云ふ記事、及び恭親王雖爲親藩、位猶人臣、而

士夫不能見、不能上書、故在總署三十餘年、聰明

絶人、而萬國情事、不能解、輿圖亦未能詳考、蓋

尊貴太甚、壅蔽必多故也と云ふ記事が見えて居る。

軍機の首座であつたと云ふことは事實に反し、見

識甚隘と云ふ記事と、聰明絶人と云ふ記事とは、

必ずしも矛盾しないとしても、記事の調子精神に

於て、稍一致を缺いて居る様にも思はれ、全然信憑し得べき記事とは思はれない。然しリチャード

などの記事に依つて考へても、餘り英明の人であ

つたとは思はれない。基督敎などに反感を抱いて

居たことは兎も角として、西洋の學術などに對し

ても、十分な理解を有して居なかつたことは明か

であるから、其の變法を然りとしなかつたと云ふ

事は、戊戌政變記の記事の如くであらう。二十一

年五月翁同龢が十二道の諭旨を撰擬して、大に變

法を行はんとした時、恭親王が之を阻止した爲め、

一時變法の議が中止したと云ふ説、二十三年十二

月獨逸の膠州灣占領後、康有爲の上りし露西亞彼

得大帝の心を以て心法となし、日本明治の政を以

て政法と爲すべしと云ふ第三の上奏は、工部堂官

に阻格せられ、代奏せられざりしも、給事中高燮

會は見て非常に感心し、抗疏して康有爲を薦め、

其の召見を請ひし時、恭親王は本朝の成例は四品

以上の官でなければ召見が出来ないと言つて、其の召見を諫止したと云ふ説は、矢張り戊戌政變記に見えて居る。恭親王が變法を然りとしなかつた事は戊戌政變記の説の如くであらうが、之を然りとしなかつたのは、戊戌政變記の説の如く、見識甚隘の爲めでなく、恐らく祖法の成法は變更してはならぬと云ふ考へに出でたものであらう。恭親王は決して頑冥固陋な人であつたとは信せられない。總理衙門の意見が二十三年の前後に於て、非常な差異を見る様になつたのは、恭親王は頑冥固陋な人でなかつたから、漸く此の頃になつて、變法の已むべからざることを悟る様になつた爲であると考へられぬこともない。又これまでの奏議は學校出身者に正途科第の待遇を與ふことを主張したものでないから、其の點に觸れなくしても、其の以外の意見に對して覆議すれば、それで覆奏が出来た様になつて居たが、嚴修の奏議は専ら特科

を設くることを目的とせる奏議であるから、それに觸れずに覆奏は出来ないで、嚴修の言つて居る位のことなれば、大體科目と云ふ祖制を動かすことなく、幾分變通すれば出来ることで、即ち祖宗の成法内に於て出来ることである。康乾の時代に設けられた博鴻科は、其の時代の必要に應じて設けられたやうに、今度の經濟特科は今の時代の必要に應じて設けらるるもの、即ち時に依て宜しきを制するものであるとの辯解も出来ること云ふ考へから、之を許すと云ふ態度に出でたものとも考へられぬことはない。それに此の頃になつて、光緒帝の變法に對する決心は非常に強くなつたので、到底それに反對が出来ないことになつた様にも考へられる。光緒帝は日清戰爭後から、段々變法の考へを抱かれ、康有爲の二十一年四月に變法の一日も緩うすべからざることを力陳した所謂萬言の書を御覽になりて、非常に感心され、閣臣に寫さ

せて西太后にも上られたと云ふことであり、其の年五月に言路を洞開し、民選議院地方議會を開き、報館を設け、賢能を徵僻して、中央地方の顧問に備

ふべきことを述べた第二の上奏は工部堂官に阻格せられ、御手許に達しなかつたが、翁同龢が見て非常に感心したと云ふことであるから、それも翁同龢より叡聞に達したことは疑ひなく、二十三年の第三回の上奏は、前に述べた様に、矢張り初め御手許に達しなかつたが、それが縁となりて、總理衙門恭親王等の康有爲延見となり、日本變政考、俄皇大彼得變政考等の康有爲の著書は總理衙門より御覽に達することとなり、第三の上奏も亦御手許に達し、今後康有爲の上奏は、即日呈遞して阻格してはならぬとの諭旨は總理衙門に傳へられたと云ふことであつて、餘程變法に熱中されて居たことは分かる。さう云ふ譯であるから總理衙門でも何處までも變法に反對が出来ないと云ふことを

知り、それ位の變法なれば、西太后の懿旨に背くことにもならないとし、之を是認したものである様にも考へられる。

然るに丁度其の頃(正月初八日)に康有爲の上りし制度局及び十二分局を設けて、全般的に且つ徹底的に制度を變革せんとする第四回の上奏に對しては、總理衙門は五月までも延擱して、覆奏しなかつたと云ふことであるが、これは如何に説明すべきであるか。嚴修の言つて居る様な經濟特料なれば、前にも述べた様に、祖宗の成法内に於て出来る變法であると言つても、言はれぬことはないが康有爲の主張する様な制度局は祖宗の成法を變せんとするもので、總理衙門王大臣には、それ程の大決心がなかつた爲めであると考へれば、説明はつかぬことはない様である。

此の如く光緒二十四年四月二十三日國是の上諭が發せらるる以前に於ても、新政の上諭が發せら

れなかつたのではない。少くも嚴修の奏議に對する總理衙門の覆奏に基づきて發せられた上諭などは、餘程思ひ切つた上諭で、經濟常科の外、保送人員百人以上あれば、猶豫せず期を定めて經濟特科を開くべく、京外各官をして陸續知る所を擧げ保送せしむべきことを諭して居る。それだから戊戌政變記にも、これを戊戌變改の原點であると言つて居る。それにも拘らず戊戌變法は四月二十三日の國是の上諭から始まる様に言はれて居るのは、前にも述べた様に、此より前の變法は、祖宗の成法を變更せずして出来る變法で、これは嚴修の奏議に基づいて發せられた上諭にも適用することが出来るのに反して、此の時以後の變法は、祖宗の成法を變更せずしては出来ない、或は祖宗の成法を變更せんとする變法であつた爲である。或は此の時以後の變法こそは、眞の變法であると言つてよい爲めであるとも言へぬことはない。

此の時の前後に於て、どうしてかう云ふ變化が起つたかと云ふに、恭親王の薨去と云ふことは非常の關係がある様に思はれる。恭親王は前にも述べた様に、變法を然りとしなかつたが、それは祖宗の成法は變じてはならぬと云ふ考へに出でたものであるから、それを變せず、少くもそれを變ずるものでないと云ふ安心が出来れば、必ずしも反對された様には考へられない。現に嚴修の變法意見に對し、恭親王は總理衙門を代表し、是認の覆奏をして居るのである。かう云ふ考へは西太后も同一であつた。それだから恭親王の存命中は翁同龢も急激な變法を以て光緒帝に奏請することが出来なかつたのである。二十一年に十二道の詔勅を撰擬し、大に變法を行はんとして、恭親王に阻止せられたことは前に述べた通りである。光緒帝も祖宗の成法を變ずる様な思ひ切つた變法を實行せらるることは出来なかつた。康有爲を召見せ

らるることも出来なかつたのである。それだけ西太后も安心して居られた譯で、西太后の懿旨に反し、或は反すると知つて行ふ變法でないから、變法の上諭と言つても、此の時の變法上諭は、四月二十三日以後の變法上諭が、成敗を顧みず、是非實行し様として、非常に急促した趣きがあるのは違つて、是非實行すると云ふ考へには餘り煩はされず、而かも行はるる上に差支へがない様に周到な注意を拂ふだけの餘裕を示して居る迫切急促せる様子の少しも見えない上諭である。然るに恭親王は二月末から病氣に罹り、四月十日に薨去したのである。其の前から康有爲は官場の内部に奔走して自説を鼓吹し、同志を聯合せんとして運動して居た事は、前に述べた許應^癸の回奏、御史文梯の康有爲彈劾の上奏^{光緒東華}、^{錄收錄}によく見はれて居る。又三月二十七日には松筠庵諫草堂に於て、保國會第一會を開き、我四萬萬人は貴となく賤とな

く、今日覆室の下、漏舟の中、薪火の上において籠中の鳥、釜底の魚、牢中の舟の如く、牛となり馬となり犬羊となり奴隸となり、人の驅使に任せ人の宰割に任ず、是四千年二十四朝未有の奇變であると言つて、支那人の發憤を促した慷慨激切の演説^(匪說書後)、^(附錄收錄)をなし、非常な注意を惹き、官場より喚まれ、御史潘慶の彈劾を受くるに至つた。恭親王の死後康有爲の運動は益々陽はになつた様であり、翁同龢も驥足を伸ばすを得る様になり、愈々思ひ切つて新政に着手せんとする様になつた。少なくも外間からはさう思はれる様になつたので、西太后も頓かに不安の念を抱かる様になつたことは想像される。國是の上諭は既に總理衙門の延擱して覆議せざる康有爲の國是を定めんことを請ひたる上奏に依つて發せられたものの様で、西太后の不安を加へたとも明かである。此の上諭の後間もなく翁同龢黜斥の上諭が發せられたことは、

恭親王の薨去に依り、翁同龢を牽制したる勢力のなくなつた當然の結果で、恭親王の薨去と云ふことが起らなかつたならば、恭親王は翁同龢の學問を尊敬して居た爲めばかりでなく、翁同龢自ら恭親王の勢力を憚つて居た爲めもあり、黜斥されずして濟んだことは明かである。恭親王薨去の結果、翁同龢は黜斥された。翁同龢だけでも黜斥されずに居つたならば、四月二十三日以後の急激な變法は餘程緩和されたかも知れない。翁同龢が表面に立つて、堂々と變法を行つたならば、西太后を始め變法を賛せざる人人の反對を緩和するに就いても、相當の苦心を爲したことは想像される。實際祖宗の成法を變ずるにしても、必ずしも變ずるものでない様に粧ふと云ふことも之を試み、又翁同龢なれば、試みれば必ずしも出來ぬことはなかつた様にも考へられる。翁同龢が黜斥されて、既に着手された變法運動は其の中心を失つた。戊戌政變記

に五月以來の新政は光緒帝が一人の輔佐なく、獨斷專行されたものの様に言つてあるが、それは信ぜられない。當時軍機大臣は例に依て毎日召見されて居る。變法の上諭は矢張り彼等に依つて撰擬されたことと考へられる。當時軍機には禮親王、剛毅、錢應溥の外に、新任の廖壽恒(二月)王文韶(五月)裕祿(五月)等が居つて禮親王、錢應溥は病氣中であつた様である。此等の人が上諭を撰擬したとしても、上諭は彼等の議奏に基いて發せられたとは考へられない。然らば誰の進言が此の時の上諭の基礎となつたかと云ふに、矢張り康有爲であつた事は疑はれない。光緒帝は翁同龢黜斥の翌日、頤和園仁壽殿に於て、康有爲を召見されて居る。此の後は光緒帝は西太后の嫌疑を避けて召見されなかつたと云ふことであるが、康有爲の著書は絶えず光緒帝の御覽に達して居た様で、康有爲は其等の著書に考語を附して呈上したと云ふこと

である。外間では康有爲が秘密に宮中に入入して、光緒帝と密謀を運らして居た様に傳へられたが、實際は總かに著書に依り、或は奏摺に依り、康有爲の意見を求められ、之をたよりとして變法を行はれしに過ぎず、さうして兩者の間に立ちて諭旨陳奏の傳遞に任せしものは軍機處壽恒であつたと云ふことは戊戌政變記に見えて居る。さう云ふ譯で、

戊戌の變法は光緒帝が西太后の嫌疑を避けながら非常な不便を忍び、又人目を忍ぶ様にして秘密に徴された不完全な康有爲の意見を基礎として變法を行はれたと云ふことは、西太后の反對あるを期しながらそれを行はれたことと共に、戊戌の變法に急激促迫の性質を與へたものの様に考へられる、

平安朝初期の女裝及其社會的背景 (下)

櫻 井 秀

五

平安初期に於ける女裝が奈良式服飾の延長に過ぎざることば前文に述べしところの如し。殊に嵯峨帝の朝はその高調に達せし時なりとす。弘仁九年三月服制の改定を令し、また朝會の儀禮及日常

の禮法に及ぶ。これ恐らく服飾統一の企てなるべし。翌年また新制に従はざるものを處分せしむ。當局の唐風を好めること推するに餘あらむ。かくて十一年二月朔日に及び詔していはく日本記略

其朕大小諸神事及季冬奉幣諸陵則用帛衣、正受朝則用袞冕十二章、朔日受朝、日聽政、受蕃國